

6 農 振 第 1395 号  
令 和 6 年 12 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京丹後市長 中山 泰

市町村名 (市町村コード)	京丹後市 (262129)
地域名 (地域内農業集落名)	網野町小浜・島津地区 (小浜集落、仲禪寺集落、島津集落、掛津集落、遊集落、三津集落) (島津2団地、島津3団地、島津4団地、島津5団地、掛津団地、三津団地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月9日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化が進んでおり、将来的に担い手が不足することが予想される。また、農業用機械も古くなってきており、更新の必要がある。さらに、農地・農業用施設(農道、水路など)の維持修繕を行う必要がある。(全体)
- ・担い手不足により、農業用施設(農道、水路など)や井堰の管理に要する人手が不足していることから、井堰改修工事を行い、負担の軽減を図りたい。(全体)
- ・物価高騰により農業用資機材が高くなっていることにより、持続的な農業経営が困難になってきている。(掛津)
- ・農地の大区画化(圃場整備)を行う必要がある。(仲禪寺、掛津)
- ・鳥獣被害により、耕作放棄地の増加や営農意欲の低下が危惧される。(島津、遊、掛津)
- ・大雨や満潮時に離湖の水位が上昇し、湖周辺の農地が浸水被害に遭ってしまう。(島津)
- ・スマート農業を進め、農業の効率化を図る必要がある。(掛津)

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田では、水稻栽培を中心としつつ、JAや丹後農業改良普及センター等と連携し、高収益作物、特別栽培米、有機農業等への切り替えを検討する。(全体)
- ・ワイヤーメッシュやテキサスゲートの整備などにより、獣害対策を行う。(島津、遊、掛津)
- ・地上げや区画整理などにより、湖周辺農地の浸水対策を行う。(島津)
- ・新規就農者を受け入れる。(三津)
- ・国営開発農地の施設改修を実施する。(島津、仲禪寺、掛津、三津)

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	165.24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	160.35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.89 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模縮小の意向が出た場合は、規模拡大の意向がある担い手などと調整し農地の集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用を検討し、担い手への農地集積を行い、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業情勢を鑑み、地区、地権者、担い手などの意向を考慮の上で検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手の意向を踏まえ、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落による鳥獣害防護柵等の設置を進め、担い手が営農しやすい環境を整える。
- ②有機農業に関する講演会等に参加し、段階的に取り組んでいく。
- ③スマート農業により、農業の効率化を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金・中山間直接支払制度を活用し、農地、水路、農道等の地域資源の保全・管理を進める。また、活動組織の広域化の検討を進める。
- ⑧老朽化した用排水路、井堰、揚水機場、ため池、農道等の長寿命化等対策を進める。
- ⑩新規就農者を受け入れ、担い手の若返りを図り、集落全体で農地を守る取組を進める。